

## 新型コロナウイルス感染症等経済対策資金について

国では、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けて厳しい状況にある中小・小規模事業者の事業再生・再チャレンジを支援するため、「伴走支援型特別保証」の拡充を決定しました。

本保証では、これまでの売上の減少要件が緩和（15%以上減少→5%以上減少）されるとともに、利益率が一定程度減少（売上高総利益率又は売上高営業利益率が5%以上減少）した事業者を新たに対象に追加し、民間金融機関でのゼロゼロ融資等の返済負担を、借り換えを通じて軽減する内容となっています。

については、当該内容を県制度融資「新型コロナウイルス感染症対策資金（Gタイプ）」に適用し、資金の名称を「新型コロナウイルス感染症等経済対策資金（Gタイプ）」へと変更した上で、以下のとおり受付を開始します。

### 1 新型コロナウイルス感染症等経済対策資金（Gタイプ）の概要

- ・融資限度額：1億円
- ・融資期間：運転資金・設備資金 10年以内（うち据置期間5年以内）
- ・融資利率：年1.1%
- ・対象：売上減少要件又は利益率減少要件に該当し、かつ経営行動計画書を作成し、金融機関の伴走支援により経営改善等を目指す者
- ・申込先：県内に本店・支店がある銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の融資窓口
- ・備考：信用保証料の約40%から約75%を国が補助

### 2 適用日

令和5年1月10日（火）保証受付分から適用